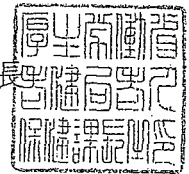




老老発第0630001号
平成18年6月30日

各都道府県介護保険主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局老人保健課長



健康保険法等の一部を改正する法律の成立等に伴う「指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準について」等の関係通知の一部改正について

今般の医療制度改革においては、社会的入院の是正を図り、患者の状態に応じた施設の適切な役割分担の推進を図るため、療養病床の再編成を行うこととしており、本年6月14日には介護療養型医療施設を平成23年度末をもって廃止すること等を内容とする健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）が成立し、また同年7月1日には、医療保険適用の療養病床において医療区分に基づく診療報酬が施行されることとなっている。

療養病床の再編成に当たっては、病床の円滑な転換を図るための転換支援措置等を講ずることとしており、今般、

- ① 平成23年度末までの経過措置として、医師、看護職員等の配置が緩和された経過型介護療養型医療施設を創設するとともに、
- ② 指定介護療養型医療施設及び医療療養病床から転換した介護老人保健施設に係る設備基準の特例等を設けることとし、

指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第41号）等の関係法令の改正にあわせ、関係通知の一部を下記のとおり改正し、平成18年7月1日より適用することとしたので、御了知の上、管内市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。

記

1. 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準について（平成12年老企第45号）

別紙1のとおり改める。なお、主な内容については以下のとおりである。

- ・ 受け入れている入院患者の実態に合わせて、きめ細かく効率的な運用を行うことができるよう、平成21年3月31日までの間、同一の病棟内であっても病室単位で医療保険適用と介護保険適用の病床が混在できる取扱いを拡大したこと。

この場合における看護・介護要員の人数については、医療保険適用病床及び介護保険適用病床各々において、人員に関する基準を満たしていればよく、また、設備については、当該病室を含む病棟全体として、設備に関する基準を満たしていればよいこととしたこと。

なお、この場合であっても、介護保険の病床の指定は、都道府県介護保険事業支援計画におけるサービス量の見込の範囲内となることは通常の指定の場合と同様であること。

- ・ 経過型介護療養型医療施設を設けた趣旨、人員・設備基準に関する内容を規定したこと。

2. 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について (平成12年老企第45号)

別紙2のとおり改める。なお、主な内容については以下のとおりである。

- ・ 療養病床等の転換を行って介護老人保健施設を開設する場合における設備基準上の特例を規定したこと。

3. 指定居室サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について (平成11年老企第25号)

別紙3のとおり改める。なお、主な内容については以下のとおりである。

- ・ 関係規定の整理を行うこと。
- ・ なお、短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護に係る人員・設備基準については、経過型介護療養型医療施設等を含め、本体施設において満たすべき人員・設備基準を満たしていれば足りるものであること。

4. 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年老企第40号）

別紙4のとおり改める。なお、主な内容については以下のとおりである。

- ・ 介護療養施設サービス等における療養型経過型介護療養施設サービス費等の創設に伴い、関係規定の整理を行うこと。

5. 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う介

介護給付費算定に係る体制等に関する届出における留意点について（平成12年老企第41号）

別紙5のとおり改める。なお、主な内容については以下のとおりである。

- ・ 介護療養施設サービス等における療養型経過型介護療養施設サービス費等の創設に伴い、介護給付費算定に係る体制等状況一覧表等の記載要領について関係規定の整理を行うこと。
- ・ 「経過型」等の区分を算定する場合には、介護老人保健施設等への移行準備計画を添付することが必要であること。

6. 介護給付費請求書等の記載要領について（平成13年老老発第31号）

別紙6のとおり改める。なお、主な内容については以下のとおりである。

- ・ 経過型介護療養型医療施設における試行的退院サービス費の創設に伴い、関係規定の整理を行うこと。

7. 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号）

別紙7のとおり改める。なお、主な内容については以下のとおりである。

- ・ 介護予防短期入所療養介護費等における病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費等の創設に伴い、関係規定の整理を行うこと。

○ 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準について(平成12年老企第45号) (抄)

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
第二 指定の単位等について 一～四 (略) 五 例外的に、療養病棟(法第8条第26項に規定する療養病床等に係る病棟をいう。以下同じ。)を二病棟以下しか持たない病院及び診療所 ① 療養病棟(法第8条第26項に規定する療養病床等に係る病棟をいう。以下同じ。)を二病棟以下しか持たない病院及び診療所 ② 病院であって、当該病院の療養病棟(医療保険適用であるものに限る。)の病室のうち、当該病棟の病室数の二分の一を超えない数の病室を定め、当該病室について指定介護療養型医療施設の指定を受けようとするもの ③ 病院(指定介護療養型医療施設であるものに限る。)であって、当該病院の療養病棟の病室のうち、当該病棟の病室数の二分の一を超えない数の病室を定め、当該病室に入院する者について療養の給付(健康保険法(大正11年法律第70号)第52条第1項の療養の給付をいう。)を行うために指定介護療養型医療施設の指定を除外しようとするもの のいずれかについては、病室単位で指定を受け、又は除外することができるものとする(②及び③に係る指定の効力は、平成21年3月31日までの間に限る。)。この場合、看護・介護要員の人数については、医療保険適用病床及び介護保険適用病床各々において、基準省令の人員に関する基準を満たしていればよく、また、設備については、当該病室を含む病棟全体として、基準省令の設備に関する基準を満たしていればよく、介護保険適用の患者専用の食堂等を設ける必要はない。	第二 指定の単位等について 一～四 (略) 五 例外的に、療養病床等に係る病棟を二病棟以下しか持たない病院については、病室単位で指定を受けることができるものとする。この場合、看護・介護要員の人数については、当該病室を満たしていればよく、介護保険適用の患者専用の食堂等を設ける必要はない。診療所については、当該診療所のうち、療養病床等全体が基準省令の人員・設備に係る基準を満たしていればよい。
第三 人員に関する基準・設備に関する基準 3 経過措置 (1)～(4) (略) (5) 経過型介護療養型医療施設の人員・設備基準 ① 療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟を有する病院が、介護老人保健施設等への円滑な転換を図れるよう、平成24年3月31日まで	第三 人員に関する基準・設備に関する基準 3 経過措置 (1)～(4) (略)

の間の経過的類型として、経過型介護療養型医療施設を設ける。

② 経過型介護療養型医療施設の人員基準

経過型介護療養型医療施設の看護職員については、療養病床等に
係る病棟について、それぞれ常勤換算方法で、入院患者の数が8（老
人性認知症患者療養病棟の看護職員にあっては、5）又はその端数
を増すごとに1以上、経過型介護療養型医療施設の介護職員につい
ては、療養病床等に係る病棟について、それぞれ常勤換算方法で、
入院患者の数が4（老人性認知症患者療養病棟の介護職員にあって
は、6）又はその端数を増すごとに1以上でよいこととした。（基
準省令附則第18条及び第19条）

③ 経過型介護療養型医療施設の設備基準

経過型介護療養型医療施設の病室に隣接する廊下の幅は、内法に
よる測定で、1.2メートル以上（ただし、両側に居室がある廊下の幅
は、内法による測定で、1.6メートル以上）であればよいこととした。
（基準省令附則第20条及び第21条）

(6) (略)

(5) (略)

○ 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について(平成12年老企第44号) (抄)

(傍線の部分は改正部分)

改	正	改	正	前
第三 施設及び設備に関する基準 4 経過措置 (1)～(5) (略)		第三 施設及び設備に関する基準 4 経過措置 (1)～(5) (略)		
(1)～(5) (略) (6) <u>療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟を有する病院の開設者が、当該病院の療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟の転換を行うて介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る療養室の床面積は、平成24年3月31日までの間は、入所者一人当たり6.4平方メートル以上であればよいこととした。(基準省令附則第13条)</u> (7) <u>療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟を有する病院の開設者が、当該病院の療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟の転換を行うて介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る療養室に隣接する廊下の幅は、内法による測定で、1.2メートル以上(ただし、両側に居室がある廊下の幅は、内法による測定で、1.6メートル以上)であればよいこととした。(基準省令附則第14条)</u>				

○ 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について(平成11年老人第25号)

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後		改 正 前	
第三	介護サービス	第三	介護サービス
9	短期入所療養介護	9	短期入所療養介護
1	人員に関する基準・設備に関する基準(居宅基準第142条及び第143条)	1	人員に関する基準・設備に関する基準(居宅基準第142条及び第143条)
(1)	本則	(1)	本則
い かわゆる 本体施設となる介護老人保健施設、介護療養型医療施設又は療養病床を有する病院若しくは診療所が、それぞれの施設として満たすべき人員・施設基準(ユニット型介護老人保健施設及び一部ユニット型介護療養型医療施設並びにユニット型指定介護療養型医療施設)に関するもの(を除く。)を満たしていなければならない。また、本体施設が療養病床を有する病院又は診療所については、それぞれの施設として満たすべき施設基準に加えて消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を有することとしている。		い かわゆる 本体施設となる介護老人保健施設、介護療養型医療施設、療養病床を有する病院若しくは診療所又は老人性認知症疾患療養病棟を有する病院が、それぞれの施設として満たすべき人員・施設基準(ユニット型介護老人保健施設及び一部ユニット型介護老人保健施設並びにユニット型指定介護療養型医療施設)に関するもの(を除く。)を満たしていなければならない。また、本体施設が療養病床を有する病院若しくは診療所又は老人性認知症疾患療養病棟を有する病院については、それぞれの施設として満たすべき施設基準に加えて消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を有することとしている。	
(2)	経過措置	(2)	経過措置
① 厚生労働大臣が定める基準に適合している診療所(居宅基準附則第5条)においては、当分の間、指定短期入所療養介護を行うことができるものとする。		① 厚生労働大臣が定める基準に適合している診療所(居宅基準附則第5条)においては、当分の間、指定短期入所療養介護を行うことができるものとする。	
② 老人性認知症疾患療養病棟の人員・設備基準の経過措置		② 老人性認知症疾患療養病棟の人員・設備基準の経過措置	
イ 当分の間、介護職員の員数は、常勤換算方法で、入院患者の数が8又はその端数を増すごとに1以上でよいこととされたこと(居宅基準附則第6条)。		イ 当分の間、介護職員の員数は、常勤換算方法で、入院患者の数が8又はその端数を増すごとに1以上でよいこととされたこと(居宅基準附則第6条)。	
ロ 当分の間、老人性認知症疾患患者の作業療法の経験を有する看護師が1人以上勤務する老人性認知症疾患療養病棟においては、作業療法士が週1回以上当該老人性認知症疾患療養病棟において患者の作業療法についての評価を行う場合には、常勤の作業療法士を置かないことができるもの		ロ 当分の間、老人性認知症疾患患者の作業療法の経験を有する看護師が1人以上勤務する老人性認知症疾患療養病棟においては、作業療法士が週1回以上当該老人性認知症疾患療養病棟において患者の作業療法についての評価を行う場合には、常勤の作業療法士を置かないことができるもの	

としたこと(住宅基準附則第7条)。

ハ 病床転換による老人性認知症疾患療養病棟に係る一の病室の病床数は6床以下であればよいこととされたこと(住宅基準附則第8条)。

ニ 病床転換による老人性認知症疾患療養病棟に係る病室に隣接する廊下の幅は、内法による測定で、1・2メートル以上(ただし、両側に居室がある廊下の幅は、内法による測定で、1・6メートル以上)であればよいこととされたこと(住宅基準附則第9条)。

③ (略)

② (略)

○ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分)及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成 12 年老企第 40 号)

改 正 後	改 正 前
第二 居宅サービス単位数表(短期入所生活介護費から特定施設入居者生活介護費に係る部分に限る。)及び施設サービス単位数表 3 短期入所療養介護費 (1)・(2) (略) (3) 病院又は診療所における短期入所療養介護 ① 療養病床(医療法等の一部を改正する法律(平成 12 年法律 141 号)附則第 2 条第 3 項第 5 号に規定する経過の旧療養型病床群を含む。以下同じ。)を有する病院若しくは診療所、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護 イ～ハ (略) 二 病院である短期入所療養介護事業所の人員基準欠如による所定単位数の減算の基準は、職員配置基準第 4 号口(2)において規定しているところであるが、具体的な取扱いは以下のとおりであること。 a 看護職員又は介護職員の員数が居宅サービス基準に定める員数を満たさない場合は、他の職種の配置数とは関係なく、病院療養病床短期入所療養介護費の(Ⅲ)、ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費若しくは特定病院療養病床短期入所療養介護費又は認知症疾患型短期入所療養介護費にあっては、当該事業所の区分に応じ、認知症疾患型短期入所療養介護費の(Ⅰ)、(Ⅳ)若しくは(Ⅴ)若しくは特定認知症疾患型短期入所療養介護費若しくはユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費の(Ⅰ)若しくは(Ⅱ)の所定単位数に 100 分の 70 を乗じて得た単位数が算定される。 b 短期入所療養介護を行う病棟において、看護・介護職員の員数については居宅サービス基準に定める員数を満たすが、看護師の員数の看護職員の必要数に対する割合(以下「正看護比率」という。)が 2 割未満である場合は、病院療養病床短期	第二 居宅サービス単位数表(短期入所生活介護費から特定施設入居者生活介護費に係る部分に限る。)及び施設サービス単位数表 3 短期入所療養介護費 (1)・(2) (略) (3) 病院又は診療所における短期入所療養介護 ① 療養病床(医療法等の一部を改正する法律(平成 12 年法律 141 号)附則第 2 条第 3 項第 5 号に規定する経過の旧療養型病床群を含む。以下同じ。)を有する病院若しくは診療所、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護 イ～ハ (略) 二 病院である短期入所療養介護事業所の人員基準欠如による所定単位数の減算の基準は、職員配置基準第 4 号口(2)において規定しているところであるが、具体的な取扱いは以下のとおりであること。 a 看護職員又は介護職員の員数が居宅サービス基準に定める員数を満たさない場合は、他の職種の配置数とは関係なく、病院療養病床短期入所療養介護費の(Ⅲ)、ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費若しくは特定病院療養病床短期入所療養介護費又は認知症疾患型短期入所療養介護費にあっては、当該事業所の区分に応じ、認知症疾患型短期入所療養介護費の(Ⅰ)、(Ⅳ)若しくは(Ⅴ)、認知症疾患型経過型短期入所療養介護費、特定認知症疾患型短期入所療養介護費若しくはユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費の(Ⅰ)若しくは(Ⅱ)の所定単位数に 100 分の 70 を乗じて得た単位数が算定される。 b 短期入所療養介護を行う病棟において、看護・介護職員の員数については居宅サービス基準に定める員数を満たすが、看護師の員数の看護職員の必要数に対する割合(以下「正看護比率」という。)が 2 割未満である場合は、病院療養病床短期

期入所療養介護費の(Ⅲ)、病院療養病床経過型短期入所療養介護費、ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費若しくは特定病院療養病床短期入所療養介護費又は認知症疾患型短期入所療養介護費にあっては、当該事業所の区分に応じ、認知症疾患型短期入所療養介護費の(Ⅰ)、(Ⅳ)若しくは(Ⅴ)、認知症疾患型経過型短期入所療養介護費、特定認知症疾患型短期入所療養介護費若しくはユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費の(Ⅰ)若しくは(Ⅱ)に100分の90を乗じて得た単位数が算定される。

- c (略)
- d 僻地に所在する病院であって医師の確保に関する計画を都道府県知事に届け出ていない病院又は僻地以外に所在する病院であって、短期入所療養介護を行う病棟における看護・介護職員の員数については居室サービス基準に定める員数を満たしている(正看比率は問わない)が、医師の員数が居室サービス基準に定める員数の6割未満であるものにおいては、病院療養病床短期入所療養介護費の(Ⅲ)、病院療養病床経過型短期入所療養介護費、ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費若しくは特定病院療養病床短期入所療養介護費又は認知症疾患型短期入所療養介護費にあっては、当該事業所の区分に応じ、認知症疾患型短期入所療養介護費の(Ⅰ)、(Ⅳ)若しくは(Ⅴ)、認知症疾患型経過型短期入所療養介護費、特定認知症疾患型短期入所療養介護費若しくはユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費の(Ⅰ)若しくは(Ⅱ)の所定単位数に100分の90を乗じて得た単位数が算定される。

e (略)

ホ・ヘ (略)

- ② (略)
- ③ 病院又は診療所である一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所における看護職員及び介護職員の人員基準欠如等について病院又は診療所である一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所の短期入所療養介護費に係る看護職員又は介護職員の人員基準欠如による所定単位数の減算は、当該事業所全体と当該事業所のユニット部分以外の部分のどちらか一方で所定の員数(看護6:1、介護4:1の職員配置)を置いていない場合に行われるも

期入所療養介護費の(Ⅲ)、ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費若しくは特定病院療養病床短期入所療養介護費又は認知症疾患型短期入所療養介護費にあっては、当該事業所の区分に応じ、認知症疾患型短期入所療養介護費の(Ⅰ)、(Ⅳ)若しくは(Ⅴ)若しくは特定認知症疾患型短期入所療養介護費若しくはユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費の(Ⅰ)若しくは(Ⅱ)に100分の90を乗じて得た単位数が算定される。

- c (略)
- d 僻地に所在する病院であって医師の確保に関する計画を都道府県知事に届け出ていない病院又は僻地以外に所在する病院であって、短期入所療養介護を行う病棟における看護・介護職員の員数については居室サービス基準に定める員数を満たしている(正看比率は問わない)が、医師の員数が居室サービス基準に定める員数の6割未満であるものにおいては、病院療養病床短期入所療養介護費の(Ⅲ)、ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費若しくは特定病院療養病床短期入所療養介護費又は認知症疾患型短期入所療養介護費にあっては、当該事業所の区分に応じ、認知症疾患型短期入所療養介護費の(Ⅰ)、(Ⅳ)若しくは(Ⅴ)若しくは特定認知症疾患型短期入所療養介護費若しくはユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費の(Ⅰ)若しくは(Ⅱ)の所定単位数に100分の90を乗じて得た単位数が算定される。

e (略)

ホ・ヘ (略)

- ② (略)
- ③ 病院又は診療所である一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所における看護職員及び介護職員の人員基準欠如等について病院又は診療所である一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所の短期入所療養介護費に係る看護職員又は介護職員の人員基準欠如による所定単位数の減算は、当該事業所全体と当該事業所のユニット部分以外の部分のどちらか一方で所定の員数(看護6:1、介護4:1の職員配置)を置いていない場合に行われるも

のである。ユニット型短期入所療養介護費に係る看護職員又は介護職員の人員基準欠如による所定単位数の減算は、当該事業所全体と当該事業所のユニット部分のどちらか一方で所定の員数（看護6：1、介護4：1の職員配置）を置いていない場合に行われるものであること（職員配置等基準第4号口）。

なお、病院若しくは診療所である一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所の短期入所療養介護又はユニット型短期入所療養介護に係る夜勤体制による減算は、当該事業所全体で所定の員数を置いていない場合に限り、行われるものであること。（夜勤職員基準第2号）

④ (略)

- (4) (略)
- (5) 特定介護老人保険施設短期入所療養介護費、特定病院療養病床短期入所療養介護費、特定診療所療養病床短期入所療養介護費、特定認知症対応型短期入所療養介護費について

利用対象者は、在宅において生活しており、当該サービスを提供するに当たり常時看護職員による観察を必要とする難病等を有する重度者又はがん末期の利用者を想定している。

(6)～(9) (略)

5 介護福祉施設サービス

- (1)～(5) (略)

- (6) ユニットにおける職員に係る減算について

ユニットにおける職員の員数が、ユニットにおける職員の基準に満たない場合の減算については、ある月（暦月）において基準に満たない状況が発生した場合に、その翌々月から基準に満たない状況が解消されるに至った月まで、入所者全員について、所定単位数が減算されることとする。（ただし、翌月の末日において基準を満たすに至っている場合を除く。）

(7)～(13) (略)

- (14) 初期加算について

①・② (略)

- ③ 当該施設における過去の入所及び短期入所生活介護との関係
初期加算は、当該入所者が過去3月間（ただし、「自立度判定

のである。ユニット型短期入所療養介護費に係る看護職員又は介護職員の人員基準欠如による所定単位数の減算は、当該事業所全体と当該事業所のユニット部分のどちらか一方で所定の員数（看護6：1、介護4：1の職員配置）を置いていない場合に行われるものであること（職員配置等基準第4号口）。

なお、病院若しくは診療所である一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所の短期入所生活介護又はユニット型短期入所生活介護に係る夜勤体制による減算は、当該事業所全体で所定の員数を置いていない場合に限り、行われるものであること。（夜勤職員基準第2号）

④ (略)

- (4) (略)

- (5) 特定介護老人保険施設短期入所療養介護費、特定病院療養病床短期入所療養介護費、特定病院療養病床短期入所療養介護費、特定診療所療養病床短期入所療養介護費、特定認知症対応型短期入所療養介護費、特定基準適合診療所短期入所療養介護費について

利用対象者は、在宅において生活しており、当該サービスを提供するに当たり常時看護職員による観察を必要とする難病等を有する重度者又はがん末期の利用者を想定している。

(6)～(9) (略)

5 介護福祉施設サービス

- (1)～(5) (略)

- (6) ユニットにおける職員に係る減算について

ユニットにおける職員の員数が、ユニットにおける職員の基準に満たない場合の減算については、ある月（暦月）において基準に満たない状況が発生した場合に、その翌々月から基準に満たない状況が解消されるに至った月まで、入所者全員について、所定単位数が減算されることとする。（ただし、翌月の末日において基準を満たすに至っている場合を除く。）

(7)～(13) (略)

- (14) 初期加算について

①・② (略)

- ③ 当該施設における過去の入所及び短期入所生活介護との関係
初期加算は、当該入所者が過去3月間（ただし、「自立度判定

基準」によるランクⅢ、Ⅳ又は M に該当する者の場合は過去一
月間とする。)の間に、当該指定介護老人福祉施設に入所したこ
とがない場合に限り算定できるとする。

なお、当該指定介護老人福祉施設の併設又は空床利用の短期入
所生活介護(単独型の場合であっても 1 の(2)の②に該当する場
合を含む。)を利用していた者が日を空けることなく引き続き当
該施設に入所した場合(短期入所から退所した翌日に当該施設に
入所した場合を含む。)については、初期加算は入所直前の短期
入所生活介護の利用日数を 30 日から控除して得た日数に限り算
定するものとする。

④ (略)

(15) ~ (19) (略)

(20) 経口維持加算

① 経口維持加算のうち、著しい摂食機能障害を有し、誤嚥が認め
られる者に係るものについて

イ 経口維持加算のうち、経管栄養は行われていないが、著しい
摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる者(経口維持加算(Ⅰ))
及び摂食機能障害を有し誤嚥が認められる者(経口維持加算(Ⅱ))
に係るものについては、次に掲げる a から d までの通り、実
施するものとする。

a 経口維持加算(Ⅰ)については、現に経口により食事を摂取
している者であって、著しい摂食機能障害を有し、造影撮影
(医科診療報酬点数表中「造影剤使用撮影」をいう。以下同
じ。)又は内視鏡検査(医科診療報酬点数表中「喉頭ファイ
バースコピー」をいう。以下同じ。)により誤嚥が認められ
ることから、継続して経口による食事の摂取を進めるため
の特別な管理が必要であるものとして、医師の指示を受けたも
のを対象とすること。

経口維持加算(Ⅱ)については、現に経口により食事を摂取
している者であって、摂食機能障害を有し、水飲みテスト等
により誤嚥が認められることから、継続して経口による食事
の摂取を進めるための特別な管理が必要であるものとして、
医師の指示を受けたものを対象とすること。

b ~ d (略)

ロ (略)

基準」によるランクⅢ、Ⅳ又は M に該当する者の場合は過去一
月間とする。)の間に、当該指定介護老人福祉施設に入所したこ
とがない場合に限り算定できるとする。

なお、当該指定介護老人福祉施設の併設又は空床利用の短期入
所生活介護(単独型の場合であっても 1 の(2)の②に該当する場
合を含む。)を利用していた者が日を空けることなく引き続き当
該施設に入所した場合(短期入所から退所した翌日に当該施設に
入所した場合を含む。)については、初期加算は入所直前の短期
入所生活介護の利用日数を 30 日から除して得た日数に限り算定
するものとする。

④ (略)

(15) ~ (19) (略)

(20) 経口維持加算

① 経口維持加算のうち、著しい摂食機能障害を有し、誤嚥が認め
られる者に係るものについて

イ 経口維持加算のうち、経管栄養は行われていないが、著しい
摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる者(経口維持加算(Ⅰ))
及び摂食機能障害を有し誤嚥が認められる者(経口維持加算(Ⅱ))
に係るものについては、次に掲げる a から d までの通り、実
施するものとする。

a 経口維持加算(Ⅰ)については、現に経口により食事を摂取
している者であって、著しい摂食機能障害を有し、造影撮影
(医科診療報酬点数表中「造影剤使用撮影」をいう。以下同
じ。)又は内視鏡検査(医科診療報酬点数表中「喉頭ファイ
バースコピー」をいう。以下同じ。)により誤嚥が認められ
ることから、継続して経口による食事の摂取を進めるため
の特別な管理が必要であるものとして、医師の指示を受けた
ものを対象とすること。

経口維持加算(Ⅱ)については、現に経口により食事を摂取
している者であって、摂食機能障害を有し、水飲みテスト等
により誤嚥が認められることから、継続して経口による食事
の摂取を進めるための特別な管理が必要であるものとして、
医師の指示を受けたものを対象とすること。

b ~ d (略)

ロ (略)

(21) ~ (24) (略)

6 介護保健施設サ－ビス

(1) ~ (11) (略)

(12) 入所者が試行的退所したときの費用の算定について

① ~ ⑥ (略)

⑦ 利用者の試行的退所期間中は、当該利用者の同意があれば、そのベッドを短期入所療養介護に活用することは可能であること。
この場合において試行的退所サ－ビス費を併せて算定することは可能であること。

⑧ (略)

(13) ~ (22) (略)

7 介護療養施設サ－ビス

(1) ~ (7) (略)

(8) 人員基準欠如による所定単位数の減算について

病院である指定介護療養型医療施設の人員基準欠如による所定単位数の減算の基準は、職員配置基準第 13 号イ(2)において規定しているところであるが、具体的な取扱いには以下のとおりであること。
① 指定介護療養施設サ－ビスを行う病棟における看護職員又は介護職員の員数が、指定介護療養型医療施設基準に定める員数を満たさない場合は、他の職種の配置数とは関係なく、

イ 療養型介護療養施設サ－ビス費、療養型経過型介護療養施設サ－ビス費、認知症疾患型介護療養施設サ－ビス費又は認知症疾患型経過型介護療養施設サ－ビス費については、療養型介護療養施設サ－ビス費の(Ⅲ)若しくは療養型経過型介護療養施設サ－ビス費又は認知症疾患型介護療養施設サ－ビス費の(Ⅰ)、(Ⅳ)若しくは(Ⅴ)若しくは(Ⅵ)の所定単位数に 100 分の 70 を乗じて得た単位数が算定される。

ロ (略)

② (略)

③ 介護支援専門員及び指定介護療養施設サ－ビスを行う病棟における看護・介護職員の員数については指定介護療養型医療施設基準に定める員数を満たすが、看護師の員数の看護職員の必要数に

(21) ~ (24) (略)

6 介護保健施設サ－ビス

(1) ~ (11) (略)

(12) 入所者が試行的退所したときの費用の算定について

① ~ ⑥ (略)

⑦ 利用者の試行的退所期間中は、当該利用者の同意があれば、そのベッドを短期入所療養介護に活用することは可能であること。
この場合において試行的退所加算を併せて算定することは可能であること。

⑧ (略)

(13) ~ (22) (略)

7 介護療養施設サ－ビス

(1) ~ (7) (略)

(8) 人員基準欠如による所定単位数の減算について

病院である指定介護療養型医療施設の人員基準欠如による所定単位数の減算の基準は、職員配置基準第 13 号イ(2)において規定しているところであるが、具体的な取扱いには以下のとおりであること。
① 指定介護療養施設サ－ビスを行う病棟における看護職員又は介護職員の員数が、指定介護療養型医療施設基準に定める員数を満たさない場合は、他の職種の配置数とは関係なく、

イ 療養型介護療養施設サ－ビス費、診療所型介護療養施設サ－ビス費又は認知症疾患型介護療養施設サ－ビス費については、病院療養病床介護療養施設サ－ビス費の(Ⅲ)又は認知症疾患型介護療養施設サ－ビス費の(Ⅰ)、(Ⅳ)若しくは(Ⅴ)の所定単位数に 100 分の 70 を乗じて得た単位数が算定される。

ロ (略)

② (略)

③ 介護支援専門員及び指定介護療養施設サ－ビスを行う病棟における看護・介護職員の員数については指定介護療養型医療施設基準に定める員数を満たすが、看護師の員数の看護職員の必要数に

に対する割合（以下「正看比率」という。）が 2 割未満である場合は、

イ 療養型介護療養施設サ－ビス費、療養型経過型介護療養施設サ－ビス費、認知症疾患型介護療養施設サ－ビス費又は認知症疾患型経過型介護療養施設サ－ビス費については、療養型介護療養施設サ－ビス費の(Ⅲ)若しくは療養型経過型介護療養施設サ－ビス費又は認知症疾患型介護療養施設サ－ビス費の(Ⅰ)、(Ⅳ)若しくは(Ⅴ)を乗じて得た単位数が算定される。

ロ (略)

④ (略)

⑤ 僻地に所在する病院であって医師の確保に関する計画を都道府県知事に届け出ていない病院又は僻地以外に所在する病院であって、介護支援専門員及び指定介護療養施設サ－ビスを行う病棟における看護・介護職員の員数については指定介護療養型医療施設基準に定める員数を満たしているが、医師の員数が指定介護療養型医療施設基準に定める員数の 6 割未満であるもの(正看比率は問わない)においては、療養型介護療養施設サ－ビス費の(Ⅲ)若しくは療養型経過型介護療養施設サ－ビス費又は認知症疾患型介護療養施設サ－ビス費の(Ⅰ)、(Ⅳ)若しくは(Ⅴ)若しくは(Ⅵ)を乗じて得た単位数が算定される。

⑥ (略)

(9) 所定単位数を算定するための施設基準について
療養型介護療養施設サ－ビス費、診療所型介護療養施設サ－ビス費又は認知症疾患型介護療養施設サ－ビス費のそれぞれ所定単位数を算定するためには、看護職員及び介護職員の員数が所定の員数以上配置されることのほか、次に掲げる基準を満たす必要があること。
① 療養型介護療養施設サ－ビス費(施設基準第 39 号において準用する施設基準第 8 号二)

イ 看護職員の最少必要数の 2 割以上が看護師であること。

ロ 医師及び介護支援専門員の員数が、いわゆる人員基準欠如になっていないこと。

ハ 療養病棟の病室が、次の基準を満たすこと。

に対する割合（以下「正看比率」という。）が 2 割未満である場合は、

イ 療養型介護療養施設サ－ビス費、診療所型介護療養施設サ－ビス費又は認知症疾患型介護療養施設サ－ビス費については、病院療養病床介護療養施設サ－ビス費の(Ⅲ)又は認知症疾患型介護療養施設サ－ビス費の(Ⅰ)、(Ⅳ)若しくは(Ⅴ)の所定単位数に 100 分の 90 を乗じて得た単位数が算定される。

ロ (略)

④ (略)

⑤ 僻地に所在する病院であって医師の確保に関する計画を都道府県知事に届け出ていない病院又は僻地以外に所在する病院であって、介護支援専門員及び指定介護療養施設サ－ビスを行う病棟における看護・介護職員の員数については指定介護療養型医療施設基準に定める員数を満たしているが、医師の員数が指定介護療養型医療施設基準に定める員数の 6 割未満であるもの(正看比率は問わない)においては、病院療養病床介護療養施設サ－ビス費の(Ⅲ)又は認知症疾患型介護療養施設サ－ビス費の(Ⅰ)、(Ⅳ)若しくは(Ⅴ)の所定単位数に 100 分の 90 を乗じて得た単位数が算定される。

⑥ (略)

(9) 所定単位数を算定するための施設基準について
療養型介護療養施設サ－ビス費、診療所型介護療養施設サ－ビス費又は認知症疾患型介護療養施設サ－ビス費のそれぞれ所定単位数を算定するためには、看護職員及び介護職員の員数が所定の員数以上配置されることのほか、次に掲げる基準を満たす必要があること。
① 療養型介護療養施設サ－ビス費(施設基準第 39 号において準用する施設基準第 8 号二)

イ 看護職員の最少必要数の 2 割以上が看護師であること。

ロ 医師及び介護支援専門員の員数が、いわゆる人員基準欠如になっていないこと。

ハ 療養病棟の病室が、次の基準を満たすこと。

a ユニット型でない場合

- (a) 一の病室の病床数が4床以下であること。
- (b) 入院患者1人当たりの病室の床面積が6.4平方メートル以上であること。
- (c) 隣接する廊下の幅が内法による測定で1.8メートル(両側に居室がある廊下については、2.7メートル)以上であること。ただし、療養型経過型介護療養施設サービス費を算定する指定介護療養型医療施設に係る病室に隣接する廊下については、1.2メートル(両側に居室がある廊下については、1.6メートル)以上とする。

b ユニット型の場合
(略)

ニ・ホ (略)

- ② 診療所型介護療養施設サービス費 (施設基準第39号において準用する施設基準第8号ト)

(略)

- ③ 認知症患者型介護療養施設サービス費 (施設基準第39号において準用する施設基準第8号チ)
- イ 看護職員の最少必要数の2割以上が看護師であること。
- ロ 医師及び介護支援専門員の員数が、いわゆる人員基準欠如になっていないこと。

ハ 老人性認知症患者療養棟の病室が次の基準を満たすこと。

- a 一の病室の病床数が4床以下であること。
- b 入院患者1人当たりの病室の床面積が6.4平方メートル以上であること。
- c 隣接する廊下の幅が内法による測定で1.8メートル(両側に居室がある廊下については、2.7メートル)以上であること。ただし、認知症患者経過型介護療養施設サービス費を算定する指定介護療養型医療施設に係る病室に隣接する廊下については、1.2メートル(両側に居室がある廊下については、1.6メートル)以上とする。

(10) (略)

- (11) 一部ユニット型指定介護療養型医療施設における看護職員及び介護職員の人員基準欠如等について
一部ユニット型指定介護療養型医療施設の各類型の介護療養施設

a ユニット型でない場合

- (a) 一の病室の病床数が4床以下であること。
- (b) 入院患者1人当たりの病室の床面積が6.4平方メートル以上であること。
- (c) 隣接する廊下の幅が内法による測定で1.8メートル(両側に居室がある廊下については、2.7メートル)以上であること。

b ユニット型の場合
(略)

ニ・ホ (略)

- ② 診療所型介護療養施設サービス費 (施設基準第39号において準用する施設基準第8号ト)

(略)

- ③ 認知症患者型介護療養施設サービス費 (施設基準第39号において準用する施設基準第8号チ)
- イ 看護職員の最少必要数の2割以上が看護師であること。
- ロ 医師及び介護支援専門員の員数が、いわゆる人員基準欠如になっていないこと。

(10) (略)

- (11) 一部ユニット型指定介護療養型医療施設における看護職員及び介護職員の人員基準欠如等について
一部ユニット型指定介護療養型医療施設の各類型の介護療養施設

サービス費に係る看護職員又は介護職員の人員基準欠如による所定単位数の減算は、当該施設全体と当該施設のユニット部分以外の部分のどちらか一方で所定の員数（看護 6：1、介護 4：1 の職員配置）を置いていない場合に行われるものである。一部ユニット型指定介護療養型医療施設のユニット型介護療養施設サービス費に係る看護職員又は介護職員の人員基準欠如による所定単位数の減算は、当該施設全体と当該施設のユニット部分のどちらか一方で所定の員数（看護 6：1、介護 4：1 の職員配置）を置いていない場合に行われるものであること（職員配置等基準第 13 号イ及びロ）。 (12)～(16) (略) (17) 入院患者が試行的退院したときの費用の算定について 6 の(12)を準用する。 (18)～(28) (略)	サービス費に係る看護職員又は介護職員の人員基準欠如による所定単位数の減算は、当該施設全体と当該施設のユニット部分以外の部分のどちらか一方で所定の員数（看護 6：1、介護 4：1 の職員配置）を置いていない場合に行われるものである。ユニット型指定介護療養型医療施設に係る看護職員又は介護職員の人員基準欠如による所定単位数の減算は、当該施設全体と当該施設のユニット部分のどちらか一方で所定の員数（看護 6：1、介護 4：1 の職員配置）を置いていない場合に行われるものであること（職員配置等基準第 13 号イ及びロ）。 (12)～(16) (略) (17)～(27) (略)
(様式) 別紙様式 1 別紙様式 2	(様式) 別紙様式 1 別紙様式 2

○ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う介護給付費算定に係る体制等に関する届出における留意点について(平成12年老企第41号)

改	正	後
第五 体制状況一覧表の記載要領について 11 短期入所療養介護(病院療養型) ① (略) ② 「施設等の区分」については、療養病床を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であって居宅サービス単位数表9口(2)に該当する場合は「病院経過型」と記載させること。また、それ以外で、指定居宅サービス基準第155条の4に規定するユニット型指定短期入所療養介護事業所でないもの場合は「病院療養型」と記載させること。また、療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所の場合は「ユニット型病院療養型」と記載させること。	第五 体制状況一覧表の記載要領について 11 短期入所療養介護(病院療養型) ① (略) ② 「施設等の区分」については、療養病床を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であって指定居宅サービス基準第155条の4に規定するユニット型指定短期入所療養介護事業所でないもの場合は「病院療養型」と記載させること。また、療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所の場合は「ユニット型病院療養型」と記載させること。	第五 体制状況一覧表の記載要領について 11 短期入所療養介護(病院療養型) ① (略) ② 「施設等の区分」については、療養病床を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であって居宅サービス単位数表9口(2)に該当する場合は「病院経過型」と記載させること。また、それ以外で、指定居宅サービス基準第155条の4に規定するユニット型指定短期入所療養介護事業所でないもの場合は「病院療養型」と記載させること。また、療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所の場合は「ユニット型病院療養型」と記載させること。 なお、指定介護療養型医療施設又は療養病床を有する病院である指定居宅サービス基準第155条の15に規定する一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所の場合にあつては、ユニット部分以外の部分については居宅サービス単位数表9口(2)に該当する場合は「病院経過型」と、それ以外は「病院療養型」と、ユニット部分については「ユニット型病院療養型」と、それぞれ記載させること。 また、「病院経過型」の区分を算定する場合には、別途介護老人保健施設等への移行時期、施設設備整備計画や人員配置計画等について記載した介護老人保健施設等への移行準備計画を添付すること。なお、既に介護療養型医療施設等として当該計画を届け出ている場合には、重ねて届け出ることを要するものではないこと。 ③～⑭ (略) 13 短期入所療養介護(認知症疾患型) ① (略) ② 「施設等の区分」については、老人性認知症疾患療養病床を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であって居宅サービス

位数表 9 ニ(2)に該当する場合は「認知症経過型」と記載させること。また、それ以外で、指定居宅サービス基準第 155 条の 4 に規定するユニット型指定短期入所療養介護事業所でないもの場合は「認知症疾患型」と記載させること。また、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所の場合は「ユニット型認知症疾患型」と記載させること。

なお、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定居宅サービス基準第 155 条の 15 に規定する一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所の場合は、ユニット部分以外の部分については「認知症経過型」と、それ以外は「認知症疾患型」と、ユニット部分については「ユニット型認知症疾患型」と、それぞれ記載させること。

また、「認知症経過型」の区分を算定する場合には、別途介護老人保健施設等への移行時期、施設設備整備計画や人員配置計画等について記載した介護老人保健施設等への移行準備計画を添付すること。なお、既に介護療養型医療施設等として当該計画を掲げ出ている場合には、重ねて掲げ出ることを要するものではないこと。

③～⑩ (略)

19 介護療養型医療施設(病院療養型)

① (略)

② 「施設等の区分」については、療養病床を有する病院である指定介護療養型医療施設であって施設サービス単位数表 3 イ(2)に該当する場合は「病院経過型」と記載させること。また、それ以外で、「指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成 11 年厚生省令第 41 号。以下「指定介護療養型医療施設基準」という。)第 37 条に規定するユニット型指定介護療養型医療施設でないもの場合は「病院療養型」と記載させること。また、療養病床を有する病院であるユニット型指定介護療養型医療施設の場合は「ユニット型病院療養型」と記載させること。

なお、療養病床を有する病院である指定介護療養型医療施設基準第 51 条に規定する一部ユニット型指定介護療養型医療施設の場合にあつては、ユニット部分以外の部分については施設サービス単位数表 3 イ(2)に該当する場合は「病院経過型」と、それ以外は「病院療養型」と、ユニット部分については「ユニット型病院療養型」とそれぞれ記載させること。

ス基準第 155 条の 4 に規定するユニット型指定短期入所療養介護事業所でないもの場合は「認知症疾患型」と記載させること。また、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所の場合は「ユニット型認知症疾患型」と記載させること。

なお、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定居宅サービス基準第 155 条の 15 に規定する一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所の場合は、ユニット部分以外の部分については「認知症疾患型」と、ユニット部分については「ユニット型認知症疾患型」と、それぞれ記載させること。

③～⑩ (略)

19 介護療養型医療施設(病院療養型)

① (略)

② 「施設等の区分」については、療養病床を有する病院である指定介護療養型医療施設であつて「指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成 11 年厚生省令第 41 号。以下「指定介護療養型医療施設基準」という。)第 37 条に規定するユニット型指定介護療養型医療施設でないもの場合は「病院療養型」と記載させること。また、療養病床を有する病院であるユニット型指定介護療養型医療施設の場合は「ユニット型病院療養型」と記載させること。

なお、療養病床を有する病院である指定介護療養型医療施設基準第 51 条に規定する一部ユニット型指定介護療養型医療施設の場合にあつては、ユニット部分以外の部分については「病院療養型」と、ユニット部分については「ユニット型病院療養型」と、それぞれ記載させること。

また、「病院経過型」の区分を算定する場合には、別途介護老人保健施設等への移行時期、施設設備整備計画や人員配置計画等について記載した介護老人保健施設等への移行準備計画を添付すること。なお、既に短期入所療養介護等として当該計画を届け出ている場合には、重ねて届け出ることを要するものではないこと。

③～⑫ (略)

21 介護療養型医療施設 (認知症疾患型)

① (略)

② 「施設等の区分」については、老人性認知症疾患病棟を有する病院である指定介護療養型医療施設であって施設サービス単位数表 3 ハ(2)に該当する場合は「認知症経過型」と記載させること。また、それ以外で、「指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準 (平成 11 年厚生省令第 41 号。以下「指定介護療養型医療施設基準」という。) 第 37 条に規定するユニット型指定介護療養型医療施設でないもの場合は「認知症疾患型」と記載させること。また、老人性認知症疾患病棟を有する病院であるユニット型指定介護療養型医療施設の場合は「ユニット型認知症疾患型」と記載させること。

なお、老人性認知症疾患病棟を有する病院である指定介護療養型医療施設基準第 51 条に規定する一部ユニット型指定介護療養型医療施設の場合にあつては、ユニット部分以外の部分については施設サービス単位数表 3 ハ(2)に該当する場合は「認知症経過型」と、それ以外は「認知症疾患型」と、ユニット部分については「ユニット型認知症疾患型」と、それぞれ記載させること。

また、「認知症経過型」の区分を算定する場合には、別途介護老人保健施設等への移行時期、施設設備整備計画や人員配置計画等について記載した介護老人保健施設等への移行準備計画を添付すること。なお、既に短期入所療養介護等として当該計画を届け出ている場合には、重ねて届け出ることを要するものではないこと。

③～⑧ (略)

30 介護予防短期入所療養介護 (病院療養型)

① (略)

② 「施設等の区分」については、療養病床を有する病院である指定介護予防短期入所療養介護事業所であつて介護予防サービス介護給付費単位数表 9 ロ(2)に該当する場合は「病院経過型」と記載させ

③～⑫ (略)

21 介護療養型医療施設 (認知症疾患型)

① (略)

② 「施設等の区分」については、老人性認知症疾患病棟を有する病院である指定介護療養型医療施設であつて「指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準 (平成 11 年厚生省令第 41 号。以下「指定介護療養型医療施設基準」という。) 第 37 条に規定するユニット型指定介護療養型医療施設でないもの場合は「認知症疾患型」と記載させること。また、老人性認知症疾患病棟を有する病院であるユニット型指定介護療養型医療施設の場合は「ユニット型認知症疾患型」と記載させること。

なお、老人性認知症疾患病棟を有する病院である指定介護療養型医療施設基準第 51 条に規定する一部ユニット型指定介護療養型医療施設の場合にあつては、ユニット部分以外の部分については「認知症疾患型」と、ユニット部分については「ユニット型認知症疾患型」と、それぞれ記載させること。

③～⑧ (略)

30 介護予防短期入所療養介護 (病院療養型)

① (略)

② 「施設等の区分」については、療養病床を有する病院である指定介護予防短期入所療養介護事業所であつて指定介護予防サービス介護給付費単位数表 1 項第 2 号又は第 3 号に規定するユニット型指定介

ること。また、それ以外で、指定介護予防サ―ビス基準第 205 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に規定するユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所でないもの場合は「病院療養型」と記載させること。また、療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所の場合は「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の場合は「ユニット型病院療養型」と記載させること。

なお、指定介護療養型医療施設又は療養病床を有する病院である指定介護予防サ―ビス基準第 218 条第 1 項に規定する一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所の場合は、ユニット部分以外の部分については「病院療養型」と、ユニット部分については「ユニット型病院療養型」と、それぞれ記載させること。また、「病院経過型」の区分を算定する場合には、別途介護老人保健施設等への移行時期、施設整備計画や人員配置計画等について記載した介護老人保健施設等への移行準備計画を添付すること。なお、既に短期入所療養介護等として当該計画を届け出ている場合には、重ねて届け出ることを要するものではないこと。

③～⑭ (略)

32 介護予防短期入所療養介護(認知症疾患型)

① (略)

② 「施設等の区分」については、老人性認知症疾患療養病床を有する病院である指定介護予防短期入所療養介護事業所であって介護予防サ―ビス介護給付費単位数表 9 二(2)に該当する場合は「認知症経過型」と記載させること。また、それ以外で、指定介護予防サ―ビス基準第 205 条第 5 項に規定するユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所でないもの場合は「認知症疾患型」と記載させること。また、老人性認知症疾患療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の場合は「ユニット型認知症疾患型」と記載させること。

なお、老人性認知症疾患療養病床を有する病院である指定介護予防サ―ビス基準第 218 条第 1 項に規定する一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の場合は、ユニット部分以外の部分については「介護予防サ―ビス介護給付費単位数表 9 二(2)に該当する場合は「認知症経過型」と、それ以外は「認知症疾患型」と、ユニット部分については「ユニット型認知症疾患型」と、それぞれ

介護予防短期入所療養介護事業所でないもの場合は「病院療養型」と記載させること。また、療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の場合は「ユニット型病院療養型」と記載させること。

なお、指定介護療養型医療施設又は療養病床を有する病院である指定介護予防サ―ビス基準第 218 条第 1 項に規定する一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所の場合は、ユニット部分以外の部分については「病院療養型」と、ユニット部分については「ユニット型病院療養型」と、それぞれ記載させること。

③～⑭ (略)

32 介護予防短期入所療養介護(認知症疾患型)

① (略)

② 「施設等の区分」については、老人性認知症疾患療養病床を有する病院である指定介護予防短期入所療養介護事業所であって指定介護予防サ―ビス基準第 205 条第 5 項に規定するユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所でないもの場合は「認知症疾患型」と記載させること。また、老人性認知症疾患療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の場合は「ユニット型認知症疾患型」と記載させること。

なお、老人性認知症疾患療養病床を有する病院である指定介護予防サ―ビス基準第 218 条第 1 項に規定する一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の場合は、ユニット部分以外の部分については「認知症疾患型」と、ユニット部分については「ユニット型認知症疾患型」と、それぞれ記載させること。

それ記載させること。

また、「認知症経過型」の区分を算定する場合については、別途介護老人保健施設等への移行時期、施設整備整備計画や人員配置計画等について記載した介護老人保健施設等への移行準備計画を添付すること。なお、既に短期入所療養介護等として当該計画を届けている場合には、重ねて届けることを要するものではないこと。

③～⑩ (略)

③～⑩ (略)

(様式)

別紙 1 (内容変更有)
別紙 1-2 (内容変更有)
別紙 1-3 (内容変更無)
別紙 2 (内容変更無)
別紙 3 (内容変更無)
別紙 3-2 (内容変更無)
別紙 4 (内容変更無)
別紙 5 (内容変更無)
別紙 5-2 (内容変更無)
別紙 6 (内容変更無)
別紙 7 (内容変更無)
別紙 8 (内容変更無)
別紙 9 (内容変更無)
別紙 9-2 (内容変更無)
別紙 10 (内容変更無)
別紙 10-2 (内容変更無)
別紙 11 (内容変更無)

(様式)

別紙 1
別紙 1-2
別紙 1-3
別紙 2
別紙 3
別紙 3-2
別紙 4
別紙 5
別紙 5-2
別紙 6
別紙 7
別紙 8
別紙 9
別紙 9-2
別紙 10
別紙 10-2
別紙 11

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（居宅サービス・施設サービス・居宅介護支援）

提供サービス		施設等の区分	人員配置区分	その他の該当する体制等	割引
11 訪問介護	各サービス共通	1 身体介護	地域区分	1 特別区 2 特別区 3 甲地 4 乙地 5 その他	1 なし 2 あり
		2 生活援助	特別地域加算	1 なし 2 あり	
		3 通院支援	特定事業所加算	1 なし 2 加算 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ	
12 訪問入浴介護		1 訪問入浴介護	特別地域加算	1 なし 2 あり	1 なし 2 あり
		2 訪問入浴介護	特別地域加算	1 なし 2 あり	
13 訪問看護		1 訪問看護ステーション	緊急時訪問看護加算	1 なし 2 あり	
		2 訪問看護	特別管理体制	1 対応不可 2 対応可	
14 訪問リハビリテーション		1 訪問リハビリテーション	ケアミナラルケア体制	1 なし 2 あり	
		2 介護老人保健施設	職員による派遣の状況	1 なし 2 専任職員 3 介護職員	
15 通所介護		3 小規模通所介護	大規模事業所	1 非該当 2 該当	1 なし 2 あり
		4 通常型通所介護	訪問看護サービス体制	1 対応不可 2 対応可	
		5 介護老人保健施設	個別機能訓練体制	1 なし 2 あり	
			入浴介助体制	1 なし 2 あり	
			老年性認知症ケア体制	1 なし 2 あり	
16 通所リハビリテーション		1 通常型介護施設	介護マネージメント体制	1 なし 2 あり	
		2 小規模介護施設	口説機能向上体制	1 なし 2 あり	
		3 介護老人保健施設	職員による派遣の状況	1 なし 2 専任職員 3 介護職員 4 介護職員 5 理学療法士 6 作業療法士	
			大規模事業所	1 非該当 2 該当	
			訪問看護サービス体制	1 対応不可 2 対応可	
17 福祉用具貸与		1 単独型	入浴介助体制	1 なし 2 あり	1 なし 2 あり
		2 併設型・空床型	老年性認知症ケア体制	1 なし 2 あり	
		3 単独型ユニット型	介護マネージメント体制	1 なし 2 あり	
		4 併設型・空床型ユニット型	口説機能向上体制	1 なし 2 あり	
			特別地域加算	1 基礎型 2 減算型	
21 短期入所生活介護		1 単独型	夜間勤務体制	1 基礎型 2 減算型	
		2 併設型・空床型	夜間勤務体制	1 基礎型 2 減算型	
		3 単独型ユニット型	職員による派遣の状況	1 なし 2 専任職員 3 介護職員	
		4 併設型・空床型ユニット型	ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可	
			機能訓練指導体制	1 なし 2 あり	
22 短期入所介護		1 介護老人保健施設	送迎体制	1 対応不可 2 対応可	
		2 ユニット型介護老人保健施設	栄養管理の体制	1 なし 2 栄養士 3 管理栄養士	
			栄養管理の体制	1 なし 2 栄養士 3 管理栄養士	
			認知症ケア加算	1 なし 2 あり	
			緊急受入体制	1 対応不可 2 対応可	

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（主たる事業所の所在地以外の場所の一部実施する場合の出張所等の状況）

提供サービス		施設者の区分	人員配置区分	地域区分	実施場所	体制	その他
各サービス共通				地域区分		1 特別区 2 特別区 3 甲地 4 乙地 5 その他	
11 訪問介護	1 身体介護			特別地域加算		1 なし 2 あり	
	2 生活援助			特定事業所加算		1 なし 2 あり	
	3 通院時乗車補助			特別地域加算		1 なし 2 あり	
13 訪問看護	1 訪問看護ステーション					1 なし 2 あり	
	2 病誌又は診療所					1 なし 2 あり	
15 通所介護				職員の数による減算の状況		1 なし 2 看護職員 3 介護職員	
				大規模事業所		1 非該当 2 該当	
				時間延長サービス体制		1 対応不可 2 対応可	
				通所機能訓練体制		1 なし 2 あり	
15 通所介護	3 小規模型事業所			入浴介助体制		1 なし 2 あり	
	4 通所規模型事業所			看護支援知識ケア体制		1 なし 2 あり	
				栄養マネジメント体制		1 なし 2 あり	
				口腔機能向上体制		1 なし 2 あり	

備考 1 この表は、事業所所在地以外の場所の一部事業を実施する場合がある場合に記載することとし、出張出張所等を利用する場合は出張所ごとに提出してください。

備考 (別紙1) 居宅サービス・施設サービス・居宅介護支援

1 事業所・施設において、施設等の区分、人員配置区分、その他該当する体制等欄に掲げる項目につき該当する番号に○印を付してください。

2 「施設等の区分」及び「その他該当する体制等」欄で施設・設備等に係る加算（減算）の届出については、「平面図」（別紙6）を添付してください。

3 人員配置に係る届出については、勤務体制がわかる書類（「従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」（別紙7）又はこれに準じた勤務表等）を添付してください。

4 「割引」を「あり」と記載する場合は「指定居宅サービス事業所等による介護給付費の割引に係る割引率の設定について」（別紙5）を添付してください。

5 「緊急時訪問看護加算」「特別管理体制」「ターミナルケア体制」については、「緊急時訪問看護加算・特別管理体制・ターミナルケア体制に係る届出書」（別紙8）を添付してください。

6 「その他該当する体制等」欄で人員配置に係る加算（減算）の届出については、それぞれ加算（減算）の要件となる職員の配置状況や勤務体制がわかる書類を添付してください。

(例) 「機能訓練指導員」「栄養管理員」「管理栄養士・栄養士の配置状況」「リハビリテーションの加算状況」…リハビリテーション従事者、

「医師の配置」…医師、「精神科医師定期的療養指導」「精神科医師、夜間勤務条件基準」…夜間を行う看護師（准看護師）と介護職員の配置状況 等

7 「時間延長サービス体制」については、実際に利用者に対して延長サービスを行うことが可能な場合に記載してください。

8 「入浴介助体制」については、浴室の平面図を添付してください。

9 「栄養管理の評價」については、1～4（又は1～3）のいずれか一つを選んで○印を付してください。

具体的には、栄養ケア・マネジメント体制がとれている場合には4のみに○印を付してください。栄養士も管理栄養士も配置されている場合には、3のみに○印を付してください。

「栄養管理体制及び栄養ケア・マネジメントに関する届出書」（別紙11）を添付してください。

10 「送迎体制」については、実際に利用者の送迎が可能な場合に記載してください。

11 「緊急受入体制」「夜間看護体制」については、「緊急受入体制及び夜間看護体制に係る届出書」（別紙9）を添付してください。

12 「重度化対応体制」については、「重度化対応体制に係る届出書」（別紙9-2）を添付してください。

13 「特定事業所加算」については、「特定事業所加算に係る届出書」（訪問介護事業所については別紙10、居宅介護支援事業所については別紙10-2）を添付してください。

14 「特定診療費項目」「リハビリテーション提供体制」については、これらに相当する診療報酬の算定のために届け出た届出書の写しを添付してください。

15 「職員の欠員による減算の状況」については、以下の要領で記載してください。

(1) 看護職員、介護職員の欠員（看護士の配置割合が基準を満たしていない場合を含む。）…人員配置区分欄の最も配置基準の低い配置区分を選択し、「その他該当する体制等」欄の欠員該当職種を選択する。

(2) ア 医師（病院において従事する者を除く。）、理学療法士、作業療法士、介護支援専門員（病院において従事するものを除く。）、介護従事者の欠員…「その他該当する体制等」欄の欠員該当職種のみ選択する。（人員配置区分欄の最も配置基準の低い人員配置区分を選択する。）

イ 医師の欠員（病院において従事する者に限る。）…指定基準の60%を満たさない場合について記載し、人員配置区分欄の最も配置基準の低い配置区分を選択し、「その他該当する体制等」欄の医師を選択する。

ただし、事業所・施設が以下の地域に所在する場合は、「その他該当する体制等」欄のみ選択する。（人員配置区分欄の変更は行わない。）

＜厚生労働大臣が定める地域＞

1 厚生労働大臣が定める地域は、人口5万人未満の市町村であって次に掲げる地域をその区域内に有する市町村の区域とする。

2 1 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域

3 2 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第2条第1項に規定する辺地

4 3 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定により指定された振興山村

5 4 過疎地域活性化特別措置法（平成2年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域

なお、病院におけるサービスについて医師の欠員がある場合で、かつ、事業所・施設が上記地域に所在する場合であっても、(1)に掲げる職種に欠員がある場合は、人員配置区分欄の最も配置基準の低い人員配置区分を選択する。

(1) が優先する。

ウ 介護支援専門員（病院において従事する者に限る。）の欠員…「その他該当する体制等」欄の介護支援専門員を選択する。

注 1 介護老人福祉施設に係る届出をした場合で、短期入所生活介護の空床型を実施する場合は、短期入所生活介護の空床型における届出事項で介護老人福祉施設の届出と重複するものの届出は不要です。

2 介護老人保健施設に係る届出をした場合には、短期入所療養介護における届出事項で介護老人保健施設の届出と重複するものの届出は不要です。

3 介護療養型医療施設に係る届出をした場合には、短期入所療養介護における届出事項で介護療養型医療施設の届出と重複するものの届出は不要です。

4 短期入所療養介護及び介護療養型医療施設にあっては、同一の施設区分で事業の実施が複数の病院にわたる場合は、複数のことに届け出てください。

備考 (別紙1) 介護サービス・施設サービス・居宅介護支援 サテライト事業所

備考 1 この表は、事業所所在地以外の場所の一部事業を実施する出張所等がある場合について記載することとし、複数出張所等を有する場合は出張所ごとに提出してください。

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（介護予防サービス・介護予防支援）

提供サービス		施設等の区分	人員配置区分	その他の該当する体制等					割引
各サービス共通				地域区分	1 特別区 2 特別地 3 甲地 4 乙地 5 その他				1 なし 2 あり
61	介護予防訪問介護			特別地域加算	1 なし 2 あり				1 なし 2 あり
62	介護予防訪問入浴介護			特別地域加算	1 なし 2 あり				
63	介護予防訪問看護	1 訪問看護ステーション 2 病院又は診療所		特別地域加算	1 なし 2 あり				
				緊急時訪問看護加算	1 なし 2 あり				
				特別管理体制	1 対応不可 2 対応可				
64	介護予防訪問リハビリテーション	1 病院又は診療所 2 介護老人保健施設							1 なし 2 あり
65	介護予防通所介護			職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 看護職員 3 介護職員				
				運動器機能向上体制	1 なし 2 あり				
				栄養改善体制	1 なし 2 あり				
				口腔機能向上体制	1 なし 2 あり				
				事業所評価加算（申出）の有無	1 なし 2 あり				
				職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 5 理学療法士 6 作業療法士 7 言語聴覚士				
66	介護予防通所リハビリテーション			運動器機能向上体制	1 なし 2 あり				
				栄養改善体制	1 なし 2 あり				
				口腔機能向上体制	1 なし 2 あり				
				事業所評価加算（申出）の有無	1 なし 2 あり				
67	介護予防福祉用具貸与			特別地域加算	1 なし 2 あり				1 なし 2 あり
24	介護予防短期入所生活介護	1 単独型 2 併設型・空床型 3 単独型ユニット型 4 併設型・空床型ユニット型		夜間勤務条件基準	1 基準型 2 減算型				
				職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 看護職員 3 介護職員				
				ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可				
				機能訓練指導体制	1 なし 2 あり				
				送迎体制	1 対応不可 2 対応可				
				栄養管理の評価	1 なし 2 栄養士 3 管理栄養士				
				夜間勤務条件基準	1 基準型 2 減算型				
				職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 5 理学療法士 6 作業療法士				
				ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可				
				リハビリテーション機能強化	1 なし 2 あり				
25	介護予防短期入所療養介護	1 介護老人保健施設 2 ユニット型介護老人保健施設		送迎体制	1 対応不可 2 対応可				
				栄養管理の評価	1 なし 2 栄養士 3 管理栄養士				

事業所番号

[illegible]

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（主たる事業所の所在地以外の場所の一部実施する場合の出張所等の状況）

[illegible]

提供サービス	施設等の区分	人員配置区分	該当する	体制	等
各サービス共通		地域区分	1 特別区 2 特甲地 3 甲地 4 乙地 5 その他		
61 介護予防訪問介護		特別地域加算	1 なし 2 あり		
63 介護予防訪問看護	1 訪問看護ステーション 2 病院又は診療所	特別地域加算	1 なし 2 あり		
		職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 看護職員 3 介護職員		
		運動器設備向上体制	1 なし 2 あり		
		栄養改善体制	1 なし 2 あり		
65 介護予防通所介護		口腔機能向上体制	1 なし 2 あり		
		事業所評価加算（甲出）の有無	1 なし 2 あり		

1 備考 この表は、事業所所在地以外の場所で一部署業を実施する出張所等がある場合について記載することとし、複数出張所等を有する場合は出張所ごとに提出してください。

備考 (別紙1-2) 介護予防サービス・介護予防支援

備考 1 事業所・施設において、施設等の区分、施設等の区分、人員配置区分、その他該当する体制等欄に掲げる項目につき該当する番号に○印を付してください。

2 「施設等の区分」及び「その他該当する体制等」欄で施設・設備等に係る加算(減算)の届出については、「平面図」(別紙6)を添付してください。

3 人員配置に係る届出については、勤務体制がわかる書類(「従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」(別紙7)又はこれに準じた勤務形態等)を添付してください。

4 「割引」を「あり」と記載する場合は「指定居宅サービス事業所等による介護給付費の割引に係る割引率の設定について」(別紙5)を添付してください。

5 「緊急時訪問看護加算」(特別管理体制)については、「緊急時訪問看護加算・特別管理体制・ターミナルケア体制に係る届出書」(別紙8)を添付してください。

6 その他該当する体制等欄で人員配置に係る加算(減算)の届出については、それぞれ加算(減算)の要件となる職員の配置状況や勤務体制がわかる書類を添付してください。

(例) ①「機能訓練指導体制」…機能訓練指導員、管理栄養士、栄養士の配置状況、リハビリテーションの加算状況…リハビリテーション従事者、医師の配置…医師、夜間勤務条件基準…夜間勤務を行う看護師(准看護師)と介護職員の配置状況等

7 「栄養管理の詳細」については、1～3のいずれか一つを選んで○印を付けてください。

具体的には、栄養士も管理栄養士も配置されている場合には、3にのみ○印を付けてください。

「栄養管理体制及び栄養ケア・マネジメントに関する届出書」(別紙11)を添付してください。

8 「送迎体制」については、実際に利用者の送迎が可能な場合に記載してください。

9 「特定診療費項目」「リハビリテーション提供体制」については、以下の要領で記載してください。

10 「職員の人員による減算の状況」については、以下の要領で記載してください。

(1) 看護職員、介護職員、介護職員の欠員(看護師の配置割合が基準を満たしていない場合を含む。)…人員配置区分欄の最も配置基準の低い配置区分を選択し、「その他該当する体制等」欄の欠員該当職種を選択する。

(2) ア 医師(病院において従事する者を除く。)、理学療法士、作業療法士、介護従事者の欠員…「その他該当する体制等」欄の欠員該当職種のみ選択する。(人員配置区分欄の変更は行わない。)

イ 医師の欠員(病院において従事する者に限る。)…指定基準の60%を満たさない場合について記載し、人員配置区分欄の最も配置基準の低い配置区分を選択し、「その他該当する体制等」欄の医師を選択する。

ただし、事業所・施設が以下の地域に所在する場合は、「その他該当する体制等」欄のみ選択する。(人員配置区分欄の変更は行わない。)

<厚生労働大臣が定める地域>

厚生労働大臣が定める地域は、人口5万人未満の市町村であって次に掲げる地域をその区域内に有する市町村の区域とする。

1 離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域

2 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和37年法律第88号)第2条第1項に規定する辺地

3 山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条第1項の規定により指定された振興山村

4 過疎地域活性化特別措置法(平成2年法律第15号)第2条第1項に規定する過疎地域

なお、病院におけるサービスについて医師の欠員がある場合で、かつ、事業所・施設が上記地域に所在する場合であっても、(1)に掲げる職種に欠員がある場合は、人員配置区分欄の最も配置基準の低い人員配置区分を選択する。
(1)が優先する。)

注 1 介護老人福祉施設に係る届出をした場合で、介護予防短期入所生活介護の空床型を実施する場合は、介護予防短期入所生活介護の空床型における届出事項で介護老人福祉施設の届出と重複するものの届出は不要です。

2 介護老人保健施設に係る届出をした場合には、介護予防短期入所療養介護における届出事項で介護老人保健施設の届出と重複するものの届出は不要です。

3 介護療養型医療施設に係る届出をした場合には、介護予防短期入所療養介護における届出事項で介護療養型医療施設の届出と重複するものの届出は不要です。

4 介護予防短期入所療養介護にあっては、同一の施設区分で事業の実施が複数の病棟にわたる場合は、病棟ごとに届け出てください。

5 一体的に運営がされている介護サービスに係る届出がされ、別紙等が添付添付されている場合は、内容の重複する別紙等の添付は不要とすること。

備考 (別紙1-2) 介護予防サービス・介護予防支援 サテライト事業所

備考 1 この表は、事業所所在地以外の場所で一部事業を実施する出張所等がある場合について記載することとし、複数出張所等を有する場合は出張所ごとに提出してください。

○介護給付費請求書等の記載要領について(平成13年老老発第31号)

改 正 後	改 正 前
2 介護給付費明細書記載に関する事項 (様式第二から第十まで) (1) (略) (2) 項目別の記載要領 ①～⑧ (略) ⑨入退所日等 (施設等入所分。様式第六から第六の四、第八、第九及び第十について記載) ア～ウ (略) エ 外泊日数 (介護老人福祉施設及び地域密着型介護老人福祉施設の場合は入院日数を含む) 入所 (院) (居) 期間中に、被保険者等が外泊、介護老人保健施設入所中に試行的退院又は療養病床を有する病院である経過型介護療養型医療施設入院中に試行的退院 (介護老人福祉施設及び地域密着型介護老人福祉施設の場合は入院を含む) した場合、外泊、介護老人保健施設入所中に試行的退院又は療養病床を有する病院である経過型介護療養型医療施設入院中に試行的退院 (介護老人福祉施設及び地域密着型介護老人福祉施設の場合は入院を含む) を開始した日及び施設に戻った日を含まない日数 (例えば2泊3日の場合は2泊3日の場合は1日) を記載すること。 オ・カ (略) ⑩～⑳ (略)	2 介護給付費明細書記載に関する事項 (様式第二から第十まで) (1) (略) (2) 項目別の記載要領 ①～⑧ (略) ⑨入退所日等 (施設等入所分。様式第六から第六の四、第八、第九及び第十について記載) ア～ウ (略) エ 外泊日数 (介護老人福祉施設及び地域密着型介護老人福祉施設の場合は入院日数を含む) 入所 (院) (居) 期間中に、被保険者等が外泊若しくは介護老人保健施設入所中に試行的退院 (介護老人福祉施設及び地域密着型介護老人福祉施設の場合は入院を含む) した場合、外泊若しくは介護老人保健施設入所中に試行的退院 (介護老人福祉施設及び地域密着型介護老人保健施設入所中に試行的退院を含む) を開始した日及び施設に戻った日を含まない日数 (例えば2泊3日の場合は1日) を記載すること。 オ・カ (略) ⑩～⑳ (略)

○ 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号)

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
第二 指定介護予防サービス単位数表に関する事項 9 介護予防短期入所療養介護費 (1)・(2) (略) (3) 病院又は診療所における介護予防短期入所療養介護 ① 療養病床(医療法等の一部を改正する法律(平成12年法律141号)附則第2条第3項第5号に規定する経過の旧療養型病床群を含む。以下同じ。)を有する病院若しくは診療所、老人性認知症疾患療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護 イ～ハ (略) 二 病院である介護予防短期入所療養介護事業所の人員基準欠如による所定単位数の減算の基準は、職員配置基準第17号口(2)において規定しているところであるが、具体的な取扱いは以下のとおりであること。 a 看護職員又は介護職員の員数が介護予防サービス基準に定める員数を満たさない場合は、他の職種の配置数とは関係なく、病院療養病床介護予防短期入所療養介護費の(Ⅲ)、<u>療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費若しくはユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費又は認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費の(Ⅰ)、(Ⅳ)又は(Ⅴ)、認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費若しくはユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費の(Ⅰ)若しくは(Ⅱ)の所定単位数に100分の70を乗じて得た単位数が算定される。</u> b 介護予防短期入所療養介護を行う病棟において、看護・介護職員の員数については介護予防サービス基準に定める員数を満たすが、看護師の員数の看護職員の必要数に対する割合(以下「正看比率」という。)が2割未満である場合は、<u>療養病床介護予防短期入所療養介護費の(Ⅲ)、病院療養病床</u>	第二 指定介護予防サービス単位数表に関する事項 9 介護予防短期入所療養介護費 (1)・(2) (略) (3) 病院又は診療所における介護予防短期入所療養介護 ① 療養病床(医療法等の一部を改正する法律(平成12年法律141号)附則第2条第3項第5号に規定する経過の旧療養型病床群を含む。以下同じ。)を有する病院若しくは診療所、老人性認知症疾患療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護 イ～ハ (略) 二 病院である介護予防短期入所療養介護事業所の人員基準欠如による所定単位数の減算の基準は、職員配置基準第17号口(2)において規定しているところであるが、具体的な取扱いは以下のとおりであること。 a 看護職員又は介護職員の員数が介護予防サービス基準に定める員数を満たさない場合は、他の職種の配置数とは関係なく、病院療養病床介護予防短期入所療養介護費の(Ⅲ)若しくはユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費又は認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費の(Ⅰ)、(Ⅳ)若しくは(Ⅴ)若しくはユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費の(Ⅰ)若しくは(Ⅱ)の所定単位数に100分の70を乗じて得た単位数が算定される。 b 介護予防短期入所療養介護を行う病棟において、看護・介護職員の員数については介護予防サービス基準に定める員数を満たすが、看護師の員数の看護職員の必要数に対する割合(以下「正看比率」という。)が2割未満である場合は、<u>療養病床介護予防短期入所療養介護費の(Ⅲ)若しくはユニット</u>

経過型介護予防防短期入所療養介護若しくはユニット型病院療養病床介護予防防短期入所療養介護又は認知症疾患型介護予防防短期入所療養介護の(Ⅰ)、(Ⅳ)若しくは(Ⅴ)、認知症疾患型経過型介護予防防短期入所療養介護若しくはユニット型認知症疾患型介護予防防短期入所療養介護の(Ⅰ)若しくは(Ⅱ)の所定単位数に100分の90を乗じて得た単位数が算定される。

c (略)

d 僻地に所在する病院であって医師の確保に関する計画を都道府県知事に届け出ていない病院又は僻地以外に所在する病院であって、介護予防防短期入所療養介護を行う病棟における看護・介護職員の員数については介護予防サービス基準に定める員数を満たしている(正看比率は問わない)が、医師の員数が介護予防サービス基準に定める員数の6割未満であるものにおいては、病院療養病床介護予防防短期入所療養介護費の(Ⅲ)、病院療養病床経過型介護予防防短期入所療養介護費若しくはユニット型病院療養病床介護予防防短期入所療養介護又は認知症疾患型介護予防防短期入所療養介護の(Ⅰ)、(Ⅳ)若しくは(Ⅴ)若しくは認知症疾患型経過型介護予防防短期入所療養介護費若しくはユニット型認知症疾患型介護予防防短期入所療養介護費の(Ⅰ)若しくは(Ⅱ)の所定単位数に100分の90を乗じて得た単位数が算定される。

e (略)

ホ・ヘ (略)

② (略)

③ 病院又は診療所である一部ユニット型指定介護予防防短期入所療養介護事業所における看護職員及び介護職員の人員基準欠如等について

病院又は診療所である一部ユニット型指定介護予防防短期入所療養介護事業所の介護予防防短期入所療養介護費に係る看護職員又は介護職員の人員基準欠如による所定単位数の減算は、当該事業所全体と当該事業所のユニット部分以外の部分のどちらか一方で所定の員数(看護6:1、介護4:1の職員配置)を置いていない場合に行われるものである。ユニット型介護予防防短期入所療養介護費に係る看護職員又は介護職員の人員基準欠如による所定単位

ト型病院療養病床介護予防防短期入所療養介護又は認知症疾患型介護予防防短期入所療養介護の(Ⅰ)、(Ⅳ)若しくは(Ⅴ)若しくはユニット型認知症疾患型介護予防防短期入所療養介護の(Ⅰ)若しくは(Ⅱ)の所定単位数に100分の90を乗じて得た単位数が算定される。

c (略)

d 僻地に所在する病院であって医師の確保に関する計画を都道府県知事に届け出ていない病院又は僻地以外に所在する病院であって、介護予防防短期入所療養介護を行う病棟における看護・介護職員の員数については介護予防サービス基準に定める員数を満たしている(正看比率は問わない)が、医師の員数が介護予防サービス基準に定める員数の6割未満であるものにおいては、病院療養病床介護予防防短期入所療養介護費の(Ⅲ)若しくはユニット型病院療養病床介護予防防短期入所療養介護又は認知症疾患型介護予防防短期入所療養介護の(Ⅰ)、(Ⅳ)若しくは(Ⅴ)若しくはユニット型認知症疾患型介護予防防短期入所療養介護費の(Ⅰ)若しくは(Ⅱ)の所定単位数に100分の90を乗じて得た単位数が算定される。

e (略)

ホ・ヘ (略)

② (略)

③ 病院又は診療所である一部ユニット型指定介護予防防短期入所療養介護事業所における看護職員及び介護職員の人員基準欠如等について

病院又は診療所である一部ユニット型指定介護予防防短期入所療養介護事業所の介護予防防短期入所療養介護費に係る看護職員又は介護職員の人員基準欠如による所定単位数の減算は、当該事業所全体と当該事業所のユニット部分以外の部分のどちらか一方で所定の員数(看護6:1、介護4:1の職員配置)を置いていない場合に行われるものである。ユニット型介護予防防短期入所療養介護費に係る看護職員又は介護職員の人員基準欠如による所定単位

数の減算は、当該事業所全体と当該事業所のユニット部分のどちらか一方で所定の員数（看護６：１、介護４：１の職員配置）を置いていない場合に行われるものであること（職員配置等基準第17号口）。

なお、病院若しくは診療所である一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の介護予防短期入所療養介護又はユニット型介護予防短期入所療養介護に係る夜勤体制による減算は、当該事業所全体で所定の員数を置いていない場合限り、行われるものであること。（夜勤職員基準第9号）

④（略）

(4)～(7)（略）

数の減算は、当該事業所全体と当該事業所のユニット部分のどちらか一方で所定の員数（看護６：１、介護４：１の職員配置）を置いていない場合に行われるものであること（職員配置等基準第17号口）。

なお、病院若しくは診療所である一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の介護予防短期入所生活介護又はユニット型介護予防短期入所生活介護に係る夜勤体制による減算は、当該事業所全体で所定の員数を置いていない場合限り、行われるものであること。（夜勤職員基準第9号）

④（略）

(4)～(7)（略）